

令和元年11月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和元年第11回）議事録

1. 開催日時 令和元年11月18日（月曜日）午前10時30分
2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」
3. 出席委員（21名）

2番 熊谷正博	14番 小野真一
3番 遠藤幸男	15番 小松幸夫
4番 眞坂平通	16番 大場弥吉
5番 富樫公一	17番 佐藤喜勝
6番 石井勲	18番 岡部五一郎
7番 庄司和夫	19番 古関幸子
8番 佐藤崇	20番 佐々木純一
9番 畑山留美子	21番 齋藤誠
10番 佐々木亨	23番 佐藤和子
12番 大瀧浪雄	24番 佐藤系悦
13番 佐藤秀孝	
4. 欠席した委員（2名）

11番 佐藤俊和
22番 佐々木知榮
5. 議事日程第1号 令和元年11月18日 午前10時30分
 - 第1. 議事録署名委員指名
 - 第2. 会議書記任命
 - 第3. 会期決定
 - 第4. 会務報告
 - 第5. 議案第94号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件
 - 第6. 議案第95号 農地法第3条の規定による所有権移転の件
 - 第7. 議案第96号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
 - 第8. 議案第97号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
 - 第9. 議案第98号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件
 - 第10. 議案第99号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件
 - 第11. 議案第100号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う貸借権設定の件
 - 第12. 議案第101号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件
6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり
7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋孝紀、	次長	柳田保、
農地班長	小松和則、	主査	釜台勇樹、
主査	鎌田美奈子、	主事(矢島庶務班)	村上崇敬、
主任(岩城庶務班)	佐賀歩、	主査(由利庶務班)	加川長太、
主事(大内庶務班)	池田卓也、	主事(東由利庶務班)	高橋直希、
主事(西目庶務班)	高橋菜摘、	主任(鳥海庶務班)	櫻井浩規

8. 総会議長
佐藤系悦

9. 議事録署名委員
7番 庄司和夫
12番 大瀧浪雄

10. 会議の概要

○議長

これより、令和元年11月7日公示招集されました、令和元年第11回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数23名中21名であります。

11番・佐藤俊和委員、22番・佐々木知榮委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。本日の提出案件は、議案第94号から議案第101号までの計8件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、7番・庄司和夫委員、12番・大瀧浪雄委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りとして、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りとして決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

(案件を朗読して説明する)

○議長

日程第5、議案第94号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（西目・鳥海）

(地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は農業者年金受給に伴う経営移譲の再設定又は経営移譲である旨述べ説明する)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第94号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第94号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第94号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第95号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・由利・東由利・鳥海）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲渡人の要望又は贈与又は譲受人の要望である旨述べ、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであることを補足する）

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第95号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第95号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第95号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第96号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番から5番までにつきましては、20番・佐々木純一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第96号1番から5番までにつきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は10年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第96号1番から5番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第96号1番から5番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第96号1番から5番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第96号6番から33番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島・由利・大内・東由利・西目・鳥海）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規又は再設定、期間は3年又は5年又は6年又は10年である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第96号6番から33番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第96号6番から33番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第96号6番から33番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第97号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（由利）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第97号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第97号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第97号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第98号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・由利・大内）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権又は使用貸借権の新規、期間は10年である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第98号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第98号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第98号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第99号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

12ページをご覧ください。申請地は由利本荘医師会病院から南東へ約250mに位置します。農地区分は農用地区域内農地です。

転用事業の概要ですが、申請者は、申請地周辺において携帯電話無線中継施設を設置するにあたり、作業ヤードとして選定されました。

申請地は農用地区域内農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか検討した結果、申請地内に設置する携帯電話無線中継施設を設置するための作業スペースを確保するものであり、工事期間中の一時利用はやむを得ないものと判断します。

13ページの配置図をご覧ください。クレーン車等による作業のための工事敷地となっております。農地への復元については、敷鉄板、仮設トイレ等の資材撤去の上、農地として利用できるよう復元する計画です。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明書で確認しました。

申請地は、立地基準上は農用地区域内農地に区分され、原則として許可できませんが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

○議長

議案第99号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、20番・佐々木純一委員。

○20番（佐々木純一委員）

去る11月14日午前9時より、私と本間初推進員、事務局の柳田次長、釜台主査の4人で現地調査を行ってきました。

13ページの配置図をご覧ください。申請地は周囲が宅地および山林に囲まれており、周囲に農地はありませんでした。被害防除計画では、用地造成は行わず、汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然浸透します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第99号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第99号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第99号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第99号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第100号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（岩城）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

14ページをご覧ください。申請地はJR羽後亀田駅から南西へ約1,500m及び南へ500m、南東へ800mに位置します。農地区分は農用地区域内農地です。

転用事業の概要ですが、羽後亀田変電所の廃止に伴い、33,000ボルト羽後亀田線の鉄塔を撤去することになったため、申請地を一時転用し、ヘリポート用地及び資材置場として利用したいものです。

申請地は農用地区域内農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、申請地は市道等と隣接しているため資機材の搬入が容易であることから適地として選定されたものであり、一時利用はやむを得ないものと判断します。

15ページ上段の配置図をご覧ください。これは神沢の図面ですが、防砂シートを敷いた上に、プラロードといわれる樹脂成形の簡易仮設道路資材を設置し、鉄板を敷いて作業場を確保します。作業終了後は、鉄板、プラロード、防砂シートを撤去し、農地として利用できるよう復元する計画です。神沢以外の2カ所も同様の計画です。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明書で確認しました。

申請地は、立地基準上は農用地区域内農地に区分され、原則として許可できませんが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになります。

○議長

議案第100号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、17番・佐藤喜勝委員。

○17番（佐藤喜勝委員）

去る11月12日午前9時より、私と阿部長一郎推進委員、庶務班の佐賀主任の3人で岩城下黒川字森下及び小宮田の農地を現地調査しました。また、神沢字石切場の農地については、11月14日午前9時より佐々木純一委員、本間初推進員、事務局の柳田次長、釜台主査の4人で現地調査を行ってきました。

申請箇所は3箇所ございます。15ページの配置図をご覧ください。まず、配置図上段の神沢字石切場19番については周囲が農地および山林となっております。次に、配置図下段の岩城下黒川字森下323番については北側及び南側は宅地、東側は道路を挟んで田、西側は田となっております。最後に16ページの配置図、岩城下黒川字小宮田470番1から473番1については北側が道路で、他は田と隣接しております。

被害防除計画では、防砂シートの設置、プラロード敷設、鉄板敷設の順に施工し、地盤沈下を防ぎます。汚水、生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下させます。進入防止を目的として、周囲に高さ1.5mのネットを設置しますが、隣接農地の日照および通風に支障はないと判断します。農地への復元については、鉄板、プラロード、防砂シートの順に全て撤去し、令和2年3月27日までに現状復旧することとしております。

以上のことから、周辺農地にかかる営農条件への支障については問題ないものと確認してまいりました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第100号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第100号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第100号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第100号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第101号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

18ページをご覧ください。申請地は由利本荘市松ヶ崎公民館から南に約1.1kmに位置しています。農地区分は、それぞれ周囲を山林や原野に囲まれ一体として利用することが困難な小規模農地であることから、他の農地区分に該当しない第2種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は神奈川県藤沢市に本社があり、主に再生可能エネルギーに関する事業を営んでおりますが、小型風力発電施設の設置箇所を検討していたところ、申請地の設置環境が最適であると判断し、適地として選定しました。

19ページをご覧ください。このたびの計画は、発電設備を1基及び受電柱を建設する計画です。申請地は第2種農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、事業に必要な面積が確保できないことや地権者との折り合いがつかないこと等代替地としての取得が困難であり、当該農地以外に代替する土地が認められず、やむを得ず選定したものです。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明書で確認しました。

申請地は、立地基準上は第2種農地に区分されると判断されます。第2種農地については、他の土地への立地が可能な場合は、原則不許可ですが、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該申請内容を達成することが可能な土地はないと認められます。また、風車設置面積は25㎡ですが、メンテナンスは風車を南西に倒して行うため、筆全体を転用するものであり転用面積は妥当と判断します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、申請面積が30aを超えませんが、いずれの農地にも該当しない第2種農地ですので、秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになります。

○議長

議案第101号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、20番・佐々木純一委員。

○20番（佐々木純一委員）

去る11月14日午前9時より、私と本間初推進員、事務局の柳田次長、釜台主査の4人で現地調査を行ってきました。

19ページの配置図をご覧ください。申請地は周囲が原野に囲まれた農地となっております。被害防除計画では、用地造成は行わず、汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然浸透します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦勞さまでした。

ただいまの議案第101号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第101号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第101号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第101号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前11時27分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 庄 司 和 夫

議事録署名委員 大 瀧 浪 雄